

別表（第3条関係）

乗車券等の種類		支給区分	支給額
回数乗車券	購入した回数乗車券の運賃の額が1,667円以上の場合	ギフトカード	購入した回数乗車券の運賃の額に10分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）
	購入した回数乗車券の運賃の額が1,667円未満の場合	支援金	500円
通学定期券		ギフトカード	購入した通学定期券の運賃の額に10分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）
通勤定期券		ギフトカード	購入した通勤定期券の運賃の額に10分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）